

1

(配点 : 80点)

I 以下の【事実】を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えよ。

【事実】

- 1 Xは、2023年4月7日、Aから1200万円を借り受け、担保としてX所有の甲土地に抵当権を設定することとし、登記手続のために甲土地の登記識別情報を記載した書類一式、白紙委任状2通、および印鑑登録証明書をAに交付した。
- 2 ところが、同年4月13日頃、Aは、自己のために金融を得る目的で、前記登記識別情報の関連書類一式、白紙委任状および印鑑登録証明書を電気器具販売業者であるBに交付した。Aは、これらの書類等をBに交付することと引換えに、Bから金300万円を受領した。
- 3 Bは、同年4月20日、かねてから取引のあった電気器具卸売商であるY会社との間で、電気器具の継続的商品取引契約を新規に結ぼうとした。
- 4 この契約締結にあたり、Bは、Xから何の委任も受けていないのに、前記登記識別情報の関連書類一式、白紙委任状および印鑑登録証明書をYの代表者に対して示して、「自分はXの友人で、この継続的取引契約について甲土地に担保権を設定することについて、Xの承諾を得ている」と偽り、Y代表者との間で、BのYに対する前記継続的商品取引契約から生ずる将来の債務の担保として、甲土地について、債権極度額3000万円の根抵当権設定契約、およびBの債務不履行を停止条件とする代物弁済契約を締結して、上記各書類をYに交付した。
- 5 同年5月14日、Yは、これらの書類を用いて、司法書士に依頼して、根抵当権設定登記および所有権移転請求権保全の仮登記を経由した。
- 6 Xは、後日甲土地の登記簿を確認したところ、自己のあずかり知らぬところでYのための抵当権等が設定されたことを知るに至った(同年7月10日頃)。
- 7 現在は、2023年8月1日である。

〔設問1〕

【事実】1から7までを前提として、Xは、Yに対してどのような請求をすれば、甲土地を回復することができるか。また、そのXの請求に対して、Yはどのような反論をすることが可能か、検討せよ。

【事実】

- 8 Bは、【事実】2においてXから受領していた書類等を利用して、同年4月16日、甲土地について自己の名義に所有権移転登記を経由した。
- 9 Bは、【事実】3の契約締結に当たり、甲土地は自己所有の土地であると説明して、従前の取引で残っていた債務の代物弁済として、契約締結と引換えに甲土地をYに譲渡し、同年5月14日、Y名義に所有権移転登記を経由した。その後、同年10月1日、Yは、家

族であるZに対して甲土地を贈与して所有権移転登記を経由した。

10 一方、2024年2月1日、Xは、甲土地をRに譲渡する旨の売買契約を締結し、Rから依頼された司法書士Sに登記識別情報等の必要書類一式を渡した。

11 その後、Sが登記簿を確認したところ、【事実】8および9の経緯が明らかになった。

〔設問2〕

【事実】1から3および8から11を前提として（【事実】4から7までは存在しなかったものとする）、Xからの譲受人Rが、Zに対して甲土地のZ名義の登記の抹消と甲土地の明渡しを求めたとする。この請求の当否について、考えられるZからの反論と併せて、必要に応じて場合分けをしながら、検討しなさい。

2

（配点：80点）

次の事例につき、XおよびYの罪責を論ぜよ（特別法違反については論じなくてよい）。

X（40歳男性、身長175cm、体重70kg）は普段から酒癖が悪く、酔うと是非善悪の判断力を失い、妻Y（39歳女性、身長158cm、体重45kg）や2人の間の息子A（10歳）に対して暴行を加え、酔いが醒めてからYおよびAが負傷していることに気づいて自分が酒に酔って暴力を振るったことを知るということを繰り返していた。

2022年8月6日午後6時30分頃、Xは自宅で焼酎を飲み始めたところ、Aが塾から帰宅した。この日は先日Aが受験した模擬試験の結果が発表されることになっていたため、XはAに成績表を見せるように命じ、Aから成績表を受け取ったところ、Aの第1志望校である難関中高一貫校の合格可能性が20%以下という結果が表示されていた。これを見たXは激高し、焼酎を飲みながらAの顔を手拳で殴るなどの暴行を加えた。Xはしばらく焼酎を飲みながら同様の暴行を加え続けたところ、Aが泣きながら中学受験をやめたいと言ったことにさらに逆上し、ゴルフクラブを持ち出してAの足を殴打し重傷を負わせた。Xは、Aが抵抗するためにゴルフクラブをXから取り上げようとしたため、Aが死んでも構わないと思いつつAの頭部をゴルフクラブで強打したところ、Aは頭と顔から出血し、同日午後8時30分頃に死亡した。Xは、逆上してゴルフクラブを持ち出す時点からは是非善悪の判断力が著しく減退していた。Aが死亡した後、Xはゴルフクラブを下して床に座り込み、同日午後9時頃、入眠した。

在宅していたYは、XがAに暴行を加え続けるのを見ていたが、以前YがXの暴行を止めようとした際にさらなる暴行を受けて加療2週間ほどの傷害を負ったことがあり、今回も同じような事態になるのを恐れてXの暴行を止めず、警察を呼ぶこともなかった。

翌8月7日午前5時頃、Xが目を覚ましたところ、Aが血まみれになって倒れていることと、Aの成績表と空になった焼酎の瓶が机の上に置かれていることに気づいた。この時点ではXは是非善悪の判断力を取り戻しており、XはAの成績不振に逆上し、酒を飲みながらAに暴行を加えて死亡させたことを察した。Xは、自分が取り返しのつかないことをしてしまったと狼狽し、近くに座り込んでいたYの方を見た。YはXを睨みつけながら強い口調で「あなたがやったのよ。どうするつもりなの。」と言いながら床に落ちていたゴルフクラブを手に持ち、Xの目の前に突きつけた。Xは普段は自分に従順なYがそのような態度に出たことに驚き、Yがゴルフクラブで自分を殴り殺すのではないかと思いついた。そこで、Xは身の危険を感じるとともに逆上し、「そもそもお前がちゃんとAを教育していればこんなことにはならなかったんだ」と叫びながらゴルフクラブをYから取り返し、Yが死亡するかもしれないことを認識しつつ、Yの頭部を複数回ゴルフクラブで殴打した。同日午前6時頃、Yは脳出血を起こして倒れたが、偶然訪ねてきたYの両親によって救急搬送されたことから一命を取り止めた。

なお、YはXがAを死亡させたことについてやり過ぎだと憤っていたものの、Xに攻撃を加える意図はなく、Xの犯行の証拠を隠滅するためにゴルフクラブを処分するつもりでゴルフクラブを手にとったものである。

1

(配点：80点)

電力会社Aは、B県に原発（以下、「本件原発」という。）を設置し、稼働させていたところ、東日本大震災の原発事故を受け、本件原発について安全点検のため稼働を停止させることとなった。その後、原発再稼働の法的基準は厳格化されたが、A社は、本件原発につき上記基準を充足させたため、再稼働に向けて準備を始めた。

このことを報道で知った本件原発付近に住むXらは、専門家を招いて、本件原発の再稼働の危険性に関する勉強会を開催し、A社に対し、再稼働反対の申し入れを行った。

B県の警察は、Xらの活動が再稼働に反対する市民運動に発展する可能性を把握するとともに、公共の安全と秩序が害されるような事態に備えるために、A社との間で、Xらに関する情報交換を複数回にわたって密かに行っていた。この情報交換の中には、Xらが過去に市民運動を行い、自らツイッター等で公表していた情報も含まれていた。

新聞報道により、B県の警察がXらの同意なく、学歴、病歴、市民運動歴等の個人情報収集、保有し、これら個人情報をA社に提供していたことが明らかになった。なお、B県の警察がどのような方法で情報を収集し、管理していたかは明らかにされていない。

XらはB県に対し、B県の警察が保有するXらの個人情報の抹消、および損害賠償を求めて、訴訟を提起した。

【設問】

上記事案に含まれる憲法上の問題について、必要に応じて、判例や、自己の見解と異なる見解に言及しつつ、論じなさい。

1

（配点：40点）

以下の設例を読んで、〔問1〕～〔問3〕に答えよ。

1. 公開会社（指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社ではない）である甲株式会社には、以下のような定款の規定がある。

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

2. 甲社では、令和3年3月25日に定時株主総会（以下、本件総会という）を開催した（招集手続は適法なものであったと考えてよい）。当日、甲社の株主ではないAという人物があらわれ、甲社株主Pの委任状を呈示して株主総会会場への入場を求めた。

Aは、本件総会に先立ち、甲社経営陣に面談を求め、そのなかで「私は甲社との過去の取引について遺恨を持っている。今度の株主総会ではそのことを追及するつもりだから覚悟をしておけ」などと述べていた。本件総会の基準日現在の株主名簿にはAの名はなく、甲社の株主総会担当者が安心していたところ、株主Pの委任状を持参してAがあらわれたという事情であった。

3. また、本件総会には、甲社株主ではないBという人物があらわれ、甲社株主Qの委任状を呈示して、株主総会会場への入場を求めた。

甲社の担当者が事情を聞いたところ、Qは急な発熱で入院をすることになり株主総会に出席できないので、Qの妻であるBに委任状を交付し、議決権の代理行使を委任したとのことであった。BはQについての診断書も甲社担当者に呈示している。

4. 甲社は、Aについては上記の定款17条に基づき入場を拒む一方、Bについては事情を汲んで株主総会会場への入場と議決権の代理行使を認めた。本件総会では、定時株主総会の諸議題のほか、任期満了の取締役が退任するため、新たに取締役M、N、Oを選任することが決議された（以下、本件決議という）。

〔問1〕株主Pは、Aが入場を拒まれたことを理由として本件決議の効力を争うことができるか。

〔問2〕株主Pは、Bが議決権を行使したことを理由として本件決議の効力を争うことができるか。

〔問3〕上記〔問1〕で提起した訴えの係属中である令和4年3月26日に定時株主総会が開催され、M、N、Oが取締役に再任された。上記〔問1〕の訴えの帰趨を検討せよ。

1

（配点：40点）

Xは、その所有土地（本件土地）につき、Yが建物（本件建物）を建築して不法に占有しているとして、2015年1月、Yに対して訴え（前訴）を提起し、本件建物の収去と本件土地の明渡しを求めるとともに、本件土地の不法占拠による賃料相当損害金としてYが占有を開始した2014年4月1日から本件土地明渡し済みまで月額（月末払）30万円の割合による金員の支払を求めた。裁判所は、2016年3月31日に終結された口頭弁論に基づいてXの請求を全部認容する判決をし、その判決は確定した。

その後、Yは、判決が命じた賃料相当額については過去の分を含めてXに弁済し、本件土地の任意明渡しの意向も匂わせたため、Xは強制執行を控えていたが、明渡しに向けての合意はまだ締結に至っていない。その間、消費者物価の上昇、本件土地周辺の開発等により、本件土地の賃料額の相場は、2020年4月1日現在で月額40万円に達していた。そこで、Xは、2020年4月15日、同月1日以降本件土地明渡しまでの賃料相当額と前訴認容額との差額（月額10万円）の支払を求めて訴えを提起した（本訴）。

この事例について、次の設問に答えなさい。

（1）本訴請求は認められるか。前訴確定判決の既判力の範囲という観点から検討しなさい。

（2）Xは、本訴ではなく、民事訴訟法117条に基づく訴えを提起することができるか。同条に基づく訴えの制度趣旨を踏まえて論じなさい。

以上

1

（配点：40点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 Xが深夜の路上でVを襲撃した際にVに頭蓋骨陥没骨折の重傷を負わせたという傷害の事件（以下では「本件」という）について、検察官Pは、被疑者Xの身柄および書類・証拠物の送致を受けた。Pは、Xによる暴行がVの受傷の原因であるという点について、疑いを容れる余地がないものと判断した。
しかしながら、逮捕・勾留されたXが黙秘を続けているといった事情から、受傷の原因となった行為については、Xが襲撃の現場に持参したゴム製のハンマー（以下では「本件ハンマー」という）を投げてVの頭部に当てたことであるのか、それとも、Xが本件ハンマーで殴打したことであるのか、いずれであるのかを断定できなかった。
- 2 Pは、本件による公訴を提起した。Pは、本件の起訴状における「公訴事実」の欄に、行為として、「Vに対しゴム製のハンマーを投げつけ、これを同人の後頭部に衝突させ、又は、右ゴム製のハンマーで同人の頭部を1回殴打し、よって、同人に、加療2ヶ月を要する頭蓋冠陥没骨折の傷害を負わせた」という記載をおこなった。
- 3 これに対して、Xの弁護人Dは、傷害の方法が一義でなくて不明確であるという点を挙げて、「訴因を明示して」（刑事訴訟法256条3項）いないものと主張した。

【設問】

Dによる主張の当否について、具体的事実を挙げて論じなさい。

以上